

大野病院敷地土壌調査業務委託 仕様書

1 調査目的

本業務は、「双葉地域における中核的病院」の建設予定地である「福島県立大野病院」敷地について、土壌汚染対策法及び先に実施した地歴調査の結果を踏まえ、土壌調査（試料採取及び分析等の調査）を実施するものである。

2 調査対象地

福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野 98-1、98-6 福島県立大野病院敷地

3 業務内容

(1) 土壌調査

ア 概要

土壌の試料採取及び分析（土壌溶出量及び含有量分析）を行い、その結果を取りまとめること。

イ 調査箇所：以下の資料を参照すること。

- ・別紙1「土壌汚染のおそれ評価一覧」
- ・別紙2「試料採取地点図（調査計画図）」

ウ 現地測量

別紙2「試料採取地点図（調査計画図）」は建物配置図等の図面上に30m格子及び10m格子の単位区画を記載したものであるため、試料採取に先立ち、現況及び調査位置の地点測量を行うこと。測量結果によって試料採取地点の位置等の見直しがある場合、見直した図面を作成し、発注者と協議のうえ業務を行うこと。

エ 調査対象物質

- ふっ素及びその化合物
- ほう素及びその化合物

オ 調査数量・調査箇所

- 位置出し：118 地点
 - 表層土壌採取：116 地点（31 検体）
 - 埋設配管下土壌採取（GL-1.00m）：5 地点（5 検体）
 - 埋設配管下土壌採取（GL-3.00m）：9 地点（9 検体）
 - ふっ素分析：45 検体
 - ほう素分析：45 検体
 - 検液作成：土壌溶出量及び含有量分析それぞれ 45 検体ずつ
- ※採取地点は、全地点被覆がある。

※調査過程で数量等に変更が生じた場合は、発注者と協議すること。

カ その他

- ・ 大野病院の解体工事に着手するため、遅くとも7月中には土壌試料採取を完了すること。
- ・ 院内の医療機器や什器備品等は全て撤去済みである。
- ・ 調査後の採取孔は、解体工事作業での安全を考慮し、掘削土等で埋め戻し閉塞すること。ただし、モルタル等での打設は不要である。

(2) 行政機関との協議

発注者が、行政機関（福島県相双地方振興局想定）へ3（1）の調査結果に関する報告等の手続きを行う際、受注者は協議に参加するとともに、必要に応じて資料作成や助言等の協力をすること。

(3) 追加調査（個別調査）計画の検討

土壌汚染のおそれが少ない区画で基準超過が確認された場合の対応については、発注者と協議すること。

4 履行期間

契約締結日から令和7年9月16日（火）まで

5 調査の根拠法令等

調査は、以下の法令等に準じて実施すること。

- (1) 「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）
- (2) 「土壌汚染対策法施行令」（平成14年政令第336号）
- (3) 「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号）
- (4) 「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第18号）
- (5) 「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第19号）
- (6) 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）」（令和4年8月環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室）（以下、単に「ガイドライン」という。）

6 業務責任者

受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に届け出るものとする。業務責任者は、土壌汚染対策法第33条で規定する技術管理者である者とし、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を統括するものとする。

7 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない（任意様式）。

(1) 業務着手時

ア 業務着手届

土壤汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関であることを証する書類の写しを添付すること。

イ 業務責任者届

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第1項に規定する技術管理者証の写しを添付すること。

ウ 工程表

関係者（近隣等）への調査に関する説明等が必要な場合、調査開始前に関係者（近隣等）への周知期間を見込むこと。

(2) 業務完了時

業務完了届

8 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は、発注者と必要に応じて連絡をとり、業務遂行上の課題の解決や業務遂行状況の報告等のために、打合せを実施しなければならない。

9 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

(1) 土壤調査報告書（紙媒体） 3部（発注者用1部、行政機関協議用2部）

(2) 上記(1)の電子データ（PDFファイル） 1部

10 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

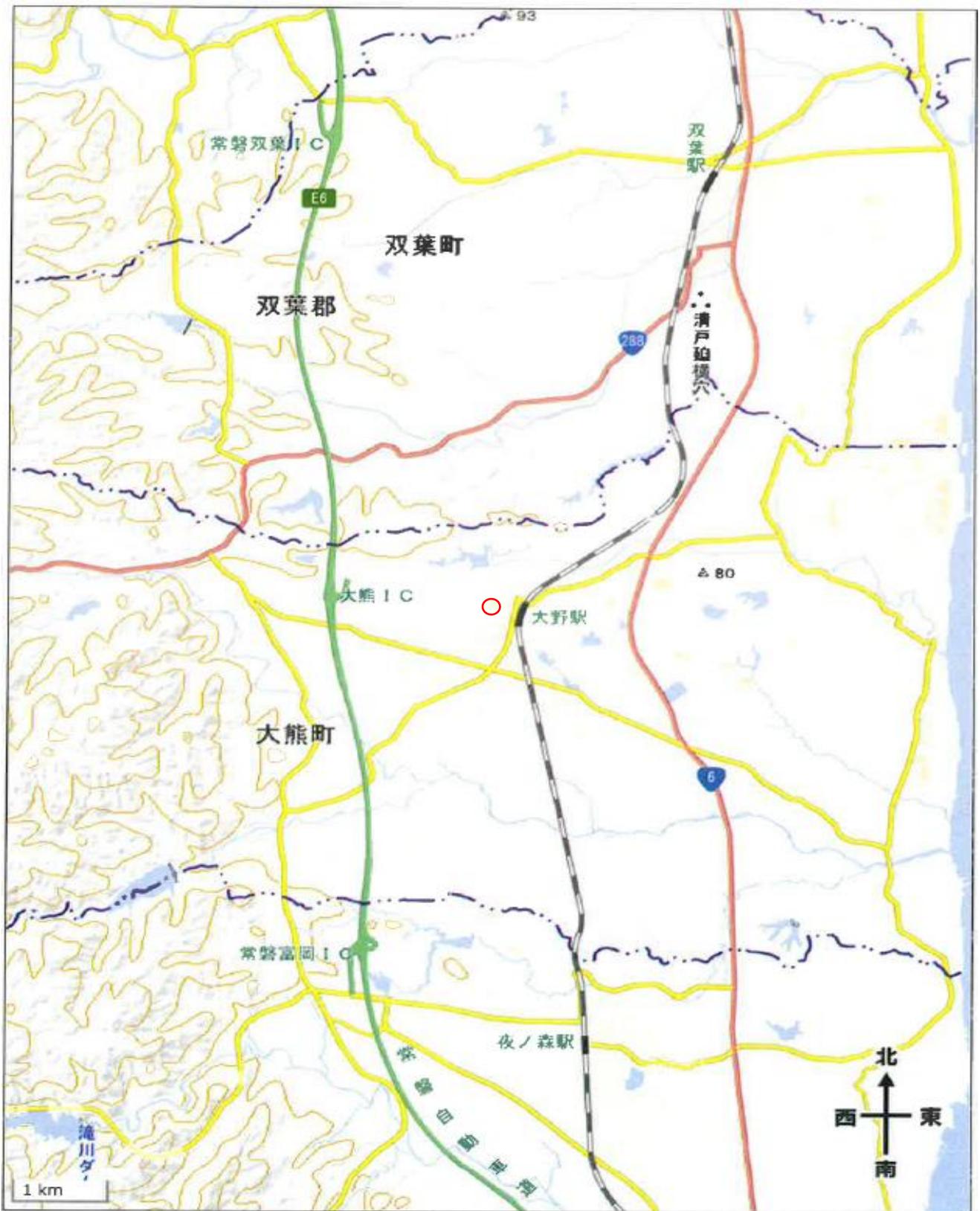
11 注意事項

(1) 土壤調査機関は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定による指定調査機関であること。

(2) 土壤調査に係る試験は、計量法第107条に規定する計量証明事業所登録を受けた検査機関によること。

12 その他

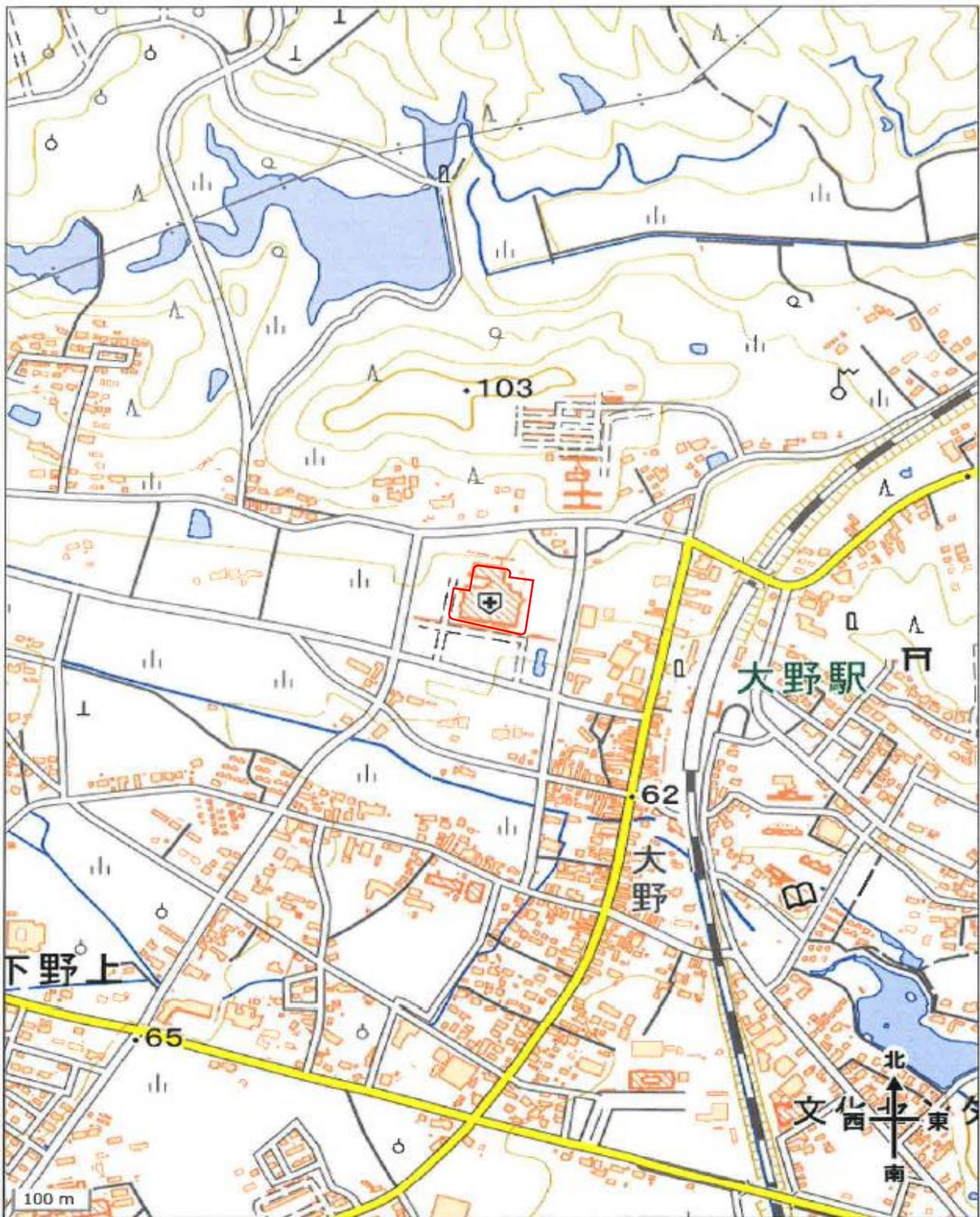
- (1) 本仕様書及び関係法令等に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- (2) 工程表の変更等、業務実施計画に変更が生じる場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 病院建物の出入口の鍵、その他発注者が所有する業務に必要な資料等は、受注者へ貸与する。受注者は、貸与を受けた関係資料等を、業務遂行に必要な範囲のみで利用するものとし、利用終了後、速やかに発注者に返却するものとする。
- (4) 発注者が貸与するものを除き、業務に必要な器具・器材及び消耗品等は、受注者の負担とすること。



※「国土地理院 (<https://www.gsi.go.jp>)」引用・加筆

○：対象地の位置

図1.2.1 対象地の位置



※「国土地理院 (<https://www.gsi.go.jp>)」引用・加筆

: 対象地

図1.2.2 対象地及びその周辺地

別紙 1

表 土壌汚染のおそれ評価一覧

試料採取等対象物質	対象範囲 対象深さ	おそれの区分 の分類	根拠
ふっ素及びその化合物、 ほう素及びその化合物	1階の外来棟調剤室等、眼科検査コーナー等の敷地 現地表面	土壌汚染が存在する おそれが比較的多いと認められる土地	当該特定有害物質を含む医薬品の使用履歴がある。
	1階の外来棟調剤室等、眼科検査コーナー等の流し台から公共柵までの排水経路 埋設配管直下		排水に当該特定有害物質が混入された可能性がある。
	病院建屋内の1階の外来棟調剤室等、眼科検査コーナー等以外の敷地 現地表面 職員駐車場等の敷地 現地表面	土壌汚染が存在する おそれが少ないと認められる土地	当該特定有害物質を含む医薬品の使用履歴はないが、当該特定有害物質を含む医薬品の使用履歴がある敷地から土地の用途が完全に独立していない。
外来駐車場・調整池・緑地の敷地 現地表面	土壌汚染が存在する おそれがないと認められる土地	当該特定有害物質を含む医薬品の使用履歴はなく、当該特定有害物質を含む医薬品の使用履歴がある敷地と完全に独立している。	

別紙2 大野病院敷地 試料採取地点図

凡例

- 調査対象地
- 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
- 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- 埋設配管 (GL-1.00m)
- 埋設配管 (GL-3.00m)
- 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる配管
- 土壤採取地点 (116地点31検体)
- ⊠ 配管下 (GL-1.00m) 土壤採取地点 (5地点5検体)
- △ 配管下 (GL-3.00m) 土壤採取地点 (9地点9検体)
- 30m格子線
- 単位区画線
- ↔ 区画統合

30m		
-10m		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

〈試料採取等対象物質〉
 第二種特定有害物質：ふっ素及びその化合物、
 ほう素及びその化合物

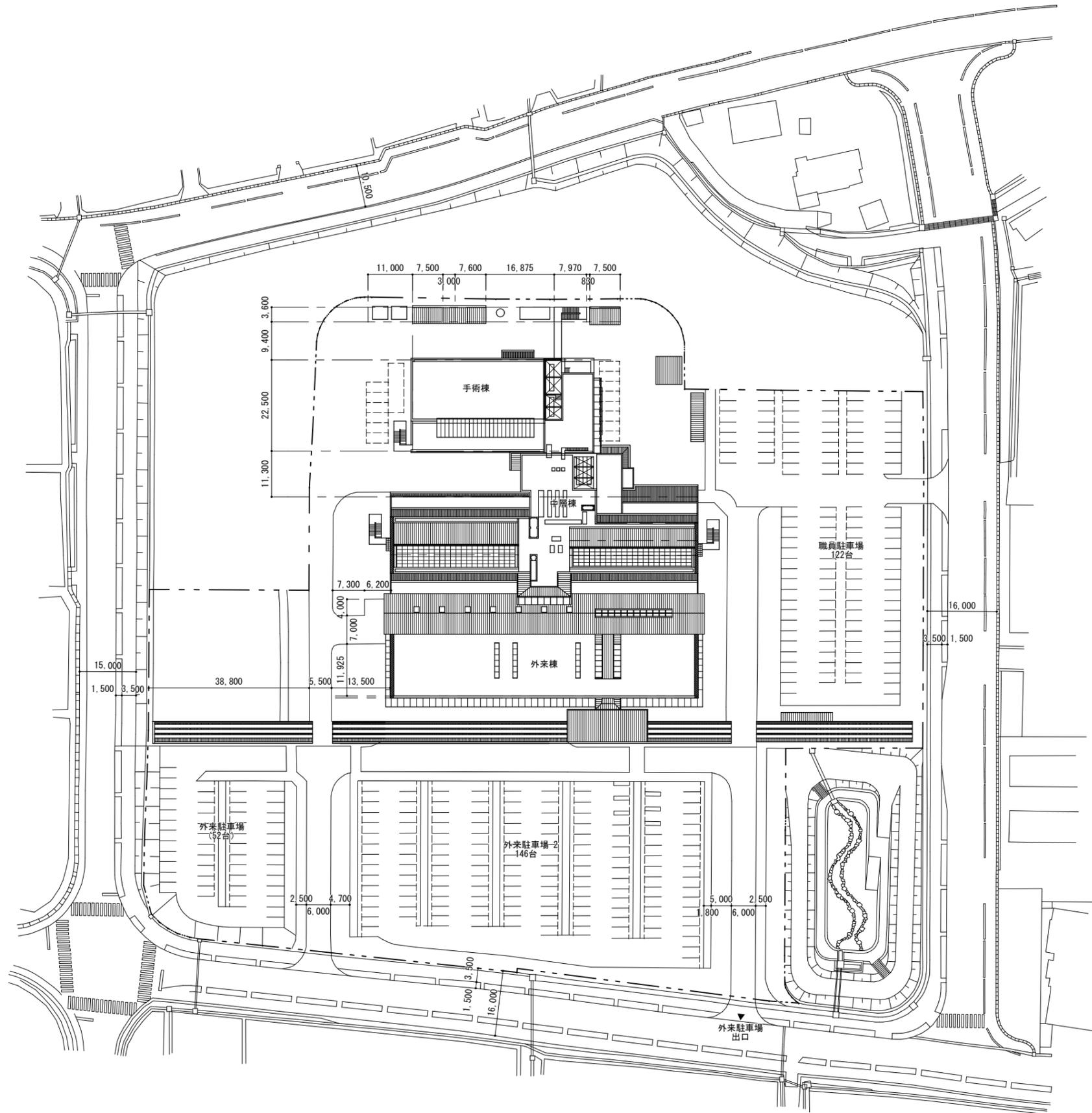
備考：敷地形状は提供資料に基づいた。



管理番号 51-206

場所	図面名	縮尺
福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野98-1他	調査計画図	A3 : 1/1000

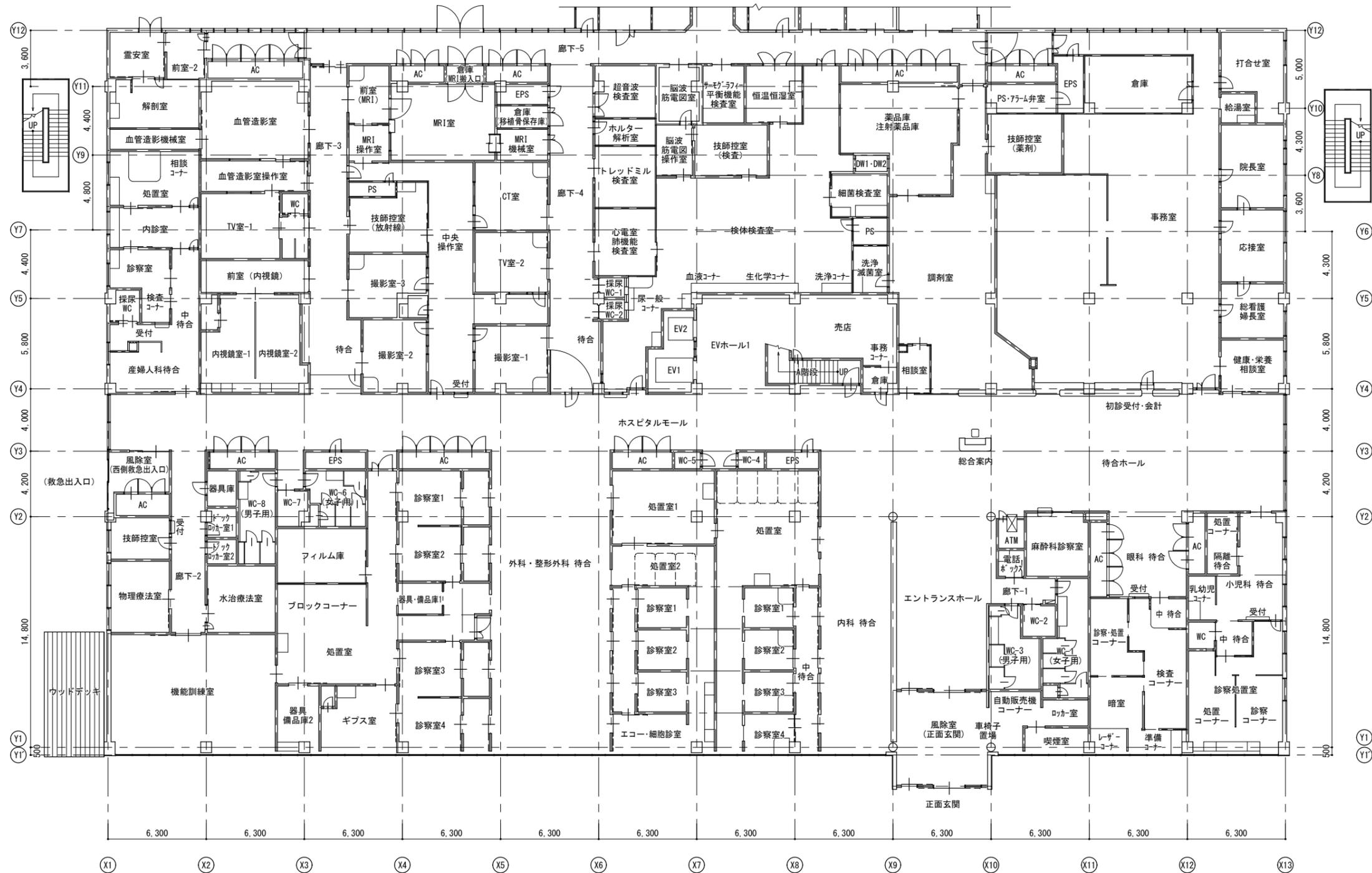
点検結果図【建築用】



配置図 S=1:800

A2 : 100%
A3 : 71%

点検結果図【建築用】

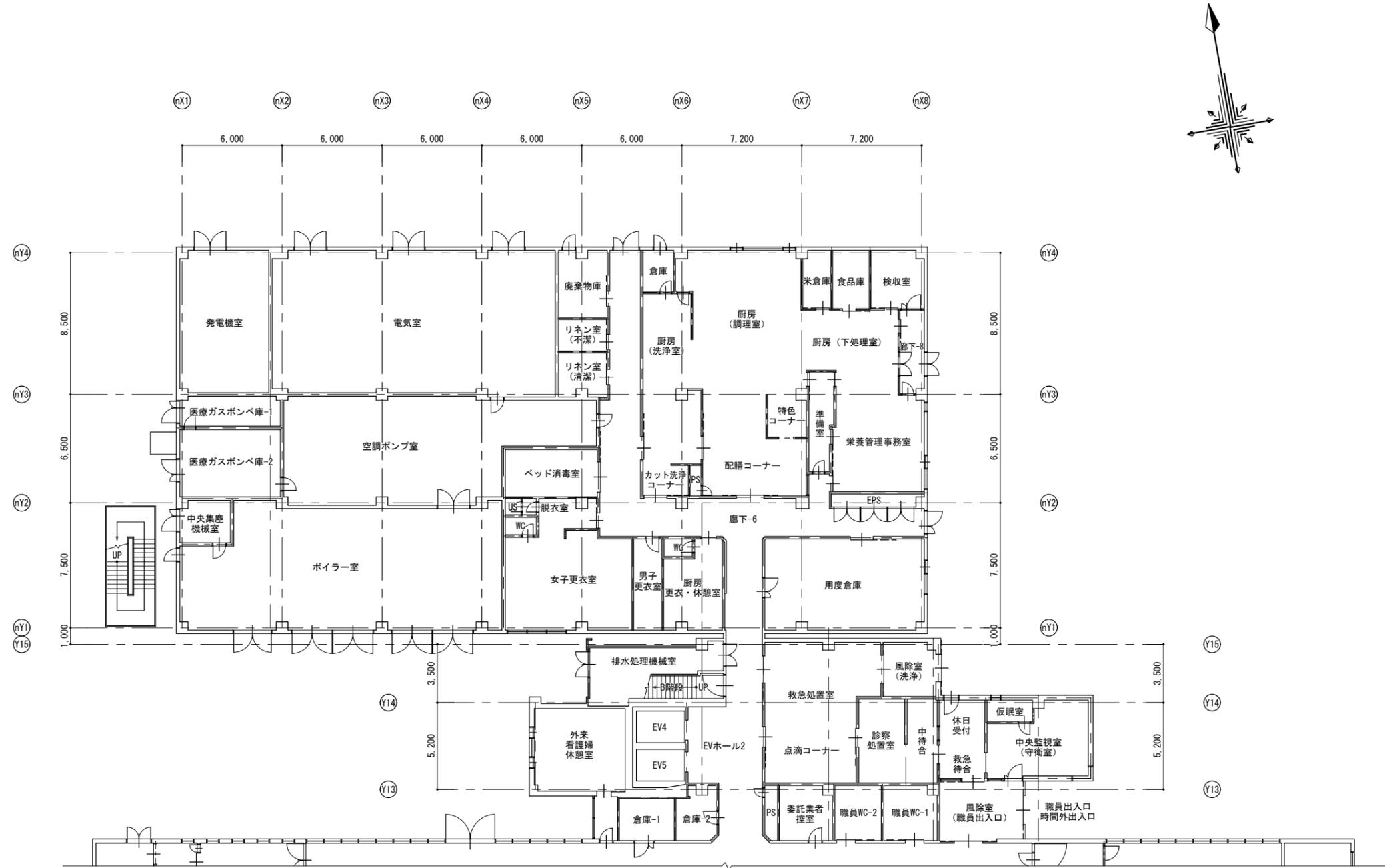


外来・中層棟 1階平面図 S=1:200

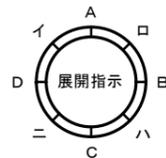


A 2 : 100%
A 3 : 71%

点検結果図【建築用】



中層・手術棟 1階平面図 S=1:200



A 2 : 100%
A 3 : 71%